

審議会等の情報公開について

I 制度の概要

「審議会等」(※1)に係る審議状況等を県民に明らかにすることで、より透明で公正な運営の確保に資するとともに、県民参加による県政の推進を進めていく。

「審議会の会議の公開に関する指針」(以下「指針」という。)及び「審議会の会議の公開に関する指針の運用」(以下「指針の運用」という。)により、会議及び会議録の公開基準を定めている。

※1 審議会等 … 法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として調停、審査、諮問又は調査のために置くことができる機関。(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関：審査会、審議会、調査会など)

◎会議及び会議録等の公開基準

○会議

原則公開する。ただし、①法令等により会議が非公開とされている場合、②非開示情報に該当する事項について審議を行う場合、③公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が認められる場合、審議会等の判断により、公開しないことができる

○会議録等

- ・会議録または会議結果の概要(以下、「会議録等」という)を作成する。
- ・会議の公開、非公開にかかわらず、会議録等の公開を行わなければならない。ただし、法令等により公開を禁じられているものについてはこの限りではない。

II これまでの取組状況

1 当審議会における審議状況(平成26年度：第22回審議会)

(1) 課題

- 会議録等の公開が不十分であり、審議内容等が伝わらない
 - ・指針の運用7(4)(5)に係る「委員の主な意見」「結論」を掲載していない例があり、議事の様子が伝わらない
 - ・会議資料が公開されていないため、審議内容の全体像がつかみづらい

(2) 検討項目

- 会議録等の公開方法の検討
 - ・会議資料の公開方法の検討
- 指針の運用に定めている各項目の公開の徹底
 - ・審議会担当職員へ制度の再周知と分かりやすい公開の徹底

(3) 審議会における主な意見

- ・会議録等における発言内容の記述は、逐語的な表現がよいと考えるが、少なくとも要旨については公開してもらいたい。最低限記載してもらいたい事項について、モデルを配付してはどうか。
- ・議事録そのものを載せるのではなく、おおよそどのような意見がでたか理解できればよいので、いくつか意見をピックアップして概要を示すのがベストではないか。
- ・各審議会ごとに、公開内容について5段階評価を付けた上で、3以上とするよう要求してはどうか。

・可能な限り会議資料も公開してもらいたい。

2 取組結果（平成27、28、29年度）

(1) 指針及び指針の運用の改正

会議の公開のより一層の推進を図るため、平成28年4月1日付けで、「指針」及び「指針の運用」を改正した。

◎主な改正内容

① 「審議会等」に加え「審議会等に類するもの」(※2)についても、原則として会議を公開し、会議録等を公開することとした。〔改正前：「類するもの」については努力義務としていた。〕【指針3、7】

※2 審議会等に類するもの … 法令又は条例等の規定によらず要綱又は要領の定めるところにより設置されたもので、その設置目的、構成員及び機能等に照らして、審議会等に類するものをいう。(具体的には、県が様々な基本計画等を定めるに際して有識者等の意見を聴取するために、要綱や要領を根拠に設置する懇談会や協議会などが該当)

② 「会議録」及び「会議結果の概要」について、それぞれに記載すべき項目を整理して定めた。〔改正前：「会議結果の概要」についてのみ定めていた。〕【指針の運用7、8】

(2) 庁内への周知・実施依頼通知

県庁内の各所属に対し、会議録等の作成及び公開についての取組を促すため、通知等を行った。

○平成27年11月（指針等の改正前） 庁内職員向け通知

○平成28年6月（指針等の改正後） 庁内職員向け通知

○平成28年7月 庁内ネットワークで職員に周知

審議会等の会議の公開に係るルールや指針の改正内容等について、Q&A方式などによりわかりやすく説明した「情報公開だより」を作成し、職員に周知した。

○平成29年5月及び12月 庁内職員向け通知。通知後、担当所属に対し、個別に働きかけを行った。

◆審議会等における会議の公開及び会議録等の公開状況

対象年度	① 審議会等設置数	② 会議を開催した審議会等数	③ 会議の公開・非公開の別		④ 会議録等の作成の有無		⑤ 会議録等の公開の有無〔②に対する比率〕 ※注		⑥ (⑤で有の場合) 公開した形式〔⑤の有に対する比率〕	
			公開	非公開	有	無	有	無	会議録	会議結果概要
29年度	74	56	37	19	56	0	53	0	13	40
	—	—	—	—	—	—	[100%]	[0%]	[24.5%]	[75.5%]
28年度	74	61	37	24	61	0	54	7	14	40
	—	—	—	—	—	—	[88.5%]	[11.5%]	[25.9%]	[74.1%]
27年度	73	57	34	23	55	2	48	9	19	29
	—	—	—	—	—	—	[84.2%]	[15.8%]	[39.6%]	[60.4%]
26年度	69	62	39	23	60	2	46	16	13	33
	—	—	—	—	—	—	[74.2%]	[25.8%]	[28.3%]	[71.7%]

※注 「⑤会議録等の公開の有無」について、29年度は「有」「無」のほかに「作成はしたが法令等の規定により非公開」が3あり

・会議開催後に会議録等を作成して公開する比率は年々増加（H26：74.2 → H27：84.2 → H28：88.5）し、平成29年度には100%（法令等による非公開分を除く）となった。

Ⅲ 今年度以降の取組目標

1 審議会等の会議録等の公開

◎現状と課題

会議録等の公開率は年々改善され、直近の平成29年度で100%となった。

◎今年度の取組目標

会議を開催したすべての審議会等において、会議録等を作成し公開する（会議録等の公開率100%を継続する。）。

【今年度の取組】

平成30年5月及び10月に庁内職員向け通知を行った。

今後、必要に応じて、個別に働きかけを行うこととする。

※次年度以降の取組

すべての審議会等において会議録等の公開がされることを維持する。

2 県ホームページでの各審議会等の公開用のページの統一

◎現状と課題

担当課により各審議会等ごとの会議録等を含めた公開用のページが作成されているが、内容や形態はまちまちとなっており、より見やすくわかりやすくする必要があった。平成29年度に、各ページに共通の掲載項目を次のとおり設定した。

- 名称
- 設置根拠法令等
- 設置年月日
- 委員(委員数、任期、氏名、男女別人数)
- 会議の公開・非公開の別
- 会議の開催予定
- 会議録等
- 問い合わせ先

◎今年度の取組目標

すべての審議会等の公開用のページについて、設定した共通の掲載項目により作成し公開する。

【今年度の取組】

担当所属に対し、公開用のページを共通の掲載項目により作成するよう通知をし、併せて個別の働きかけを行っている。

※次年度以降の取組

すべての審議会等の公開用のページについて、共通の掲載項目により作成し公開されることとする。